

臨時福祉給付金について

消費税率の引上げに伴う、低所得者の負担の軽減を図るため、国の全額補助事業として、臨時福祉給付金を給付します。

1 事業概要

(1) 給付対象者

- 平成 26 年 1 月 1 日時点で住民基本台帳に登録されている者のうち、
ア 26 年度市民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）
イ 生活保護を受けていない者

(2) 給付額

1 人につき 10,000 円

(3) 加算措置

基礎年金受給者、児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者等には、5,000 円を加算（本年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮）

2 本市対象者数（推計）

約 50 万人（うち加算措置対象者 約 25 万人）

3 申請方法

(1) 申請書配付

平成 26 年 7 月中旬ごろに対象になると思われる方に郵送

(2) 申請期間

平成 26 年 7 月中旬から平成 27 年 1 月中旬まで

(3) 受付方法

原則として郵送で受付（上記配付申請書に返信用封筒同封）

(4) 支給方法

平成 26 年 8 月ごろから原則として口座振込により支給

4 コールセンターの概要

市民の方からの問合せに対応するため、専用コールセンターを 5 月 8 日に設置しました。

横浜市『臨時福祉給付金』『子育て世帯臨時特例給付金』専用ダイヤル

0 1 2 0 - 4 0 0 - 5 7 5

全日 9 時～18 時（土・日・祝日・年末年始を含む）

※ 携帯電話等からの通話も可能です。

(1) 設置期間

平成 26 年 5 月 8 日（木）から平成 27 年 2 月 28 日（土）まで

(2) 通話料

無料（フリーダイヤル）

(3) 対応言語

日本語のほか、外国語（英語・中国語・韓国語）にて対応

(4) 受付内容

制度などの一般的な問合せのほか、臨時福祉給付金申請書の送付依頼も受け付けます。

5 相談窓口

(1) 設置期間

平成 26 年 7 月中旬から 3 か月間（予定）

(2) 設置場所

各区役所庁舎内等

(3) 受付時間

平日（月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。）） 9 時から 17 時まで

(4) 受付内容

申請書の記載方法や申請方法などの相談を受けます。
なお、この窓口で、給付金の支給は行いません。

6 広報等

広報よこはま（6 月号・7 月号）に掲載するほか、ホームページ、チラシの配布等を行います。

※子育て臨時特例給付金とはコールセンターを共同設置するほか、広報など市民の皆様へのご案内については、歩調を合わせて実施していきます。

【参考】子育て世帯臨時特例給付金 制度概要

1 支給対象者

平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）を受給しており、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

2 対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童（臨時福祉給付金の対象者及び生活保護等の被保護者は除く。）

3 給付額

対象児童 1 人につき 10,000 円

4 本市の対象児童数（推計）

約 34 万人